

平成20年9月29日

各位

八尾市水道局

## 単品スライド条項の運用基準について

八尾市水道局においては、いわゆる単品スライド条項を運用するに当たって、平成20年7月16日付け、国土交通省発行の『工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）』を準用しますが、同マニュアルの内容を一部修正のうえ運用します。

### 記

- 1 第4章 4-1 請求時期 運用日時等の変更 (国マニュアルP29)
- 2 " 4-2 協議の手続き 名称変更 (国マニュアルP29～P30)
- 3 " 4-3 既済部分検査 適用日等の変更 (国マニュアルP30)
- 4 " 4-4 部分引渡しにかかる指定部分に取扱い  
運用日等の変更 (国マニュアルP30)
- 5 (参考資料) 単品スライドに伴う実施フロー及び様式  
実施フロー 運用日の変更 (国マニュアルP31)

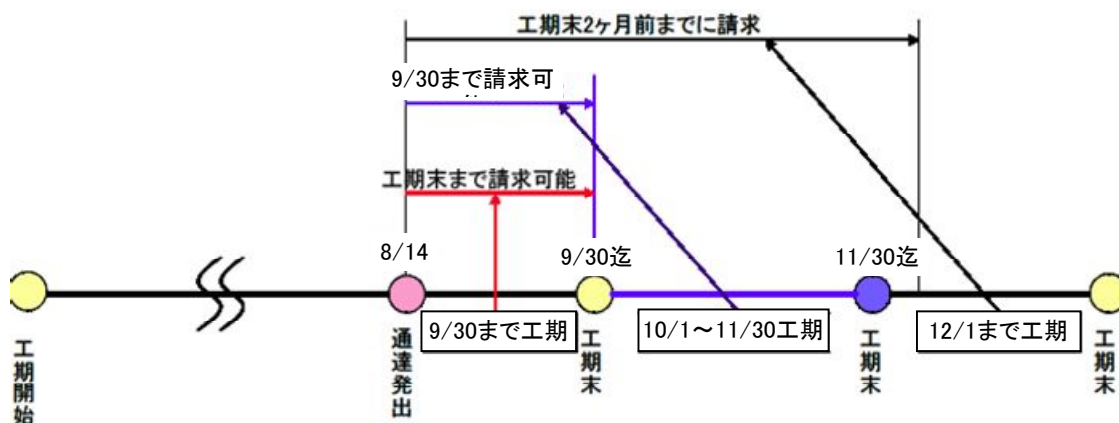
様式1、様式1-1、様式2、  
様式3、様式3-1、様式3-2、様式3-3  
様式4、様式-4（別添）、様式4-1、  
様式-4-1（別添）、様式5、様式6  
様式の変更（国マニュアルP32～P45）

## 第4章 請求等手続き及び提出様式

### 4-1 請求時期

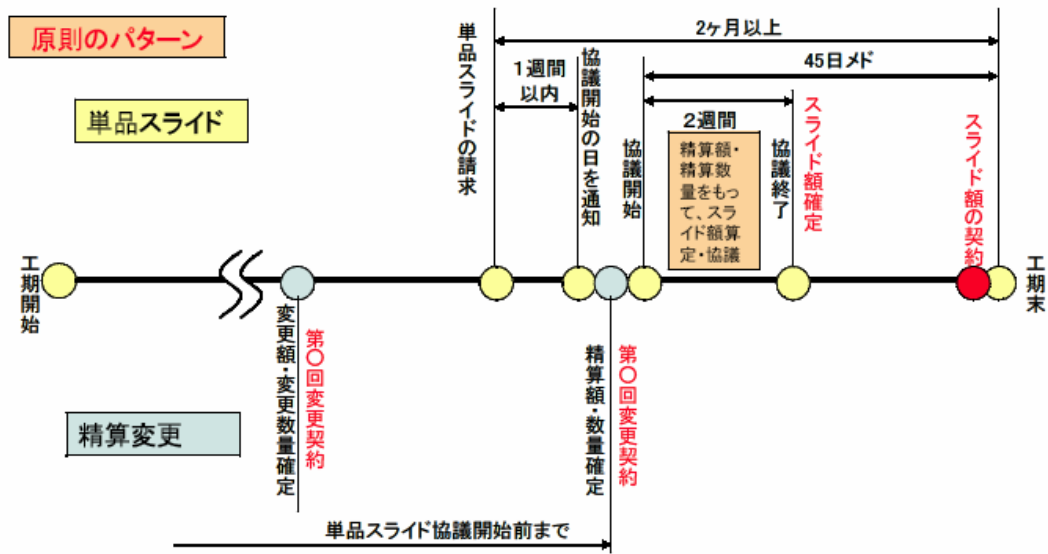
- ・ 工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・ 周知期間等を考慮した緩和措置として、工期末が平成20年11月30日以前の工事は、工期内であれば平成20年9月30日まで請求を行う。

- ・ 単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。しかしながら、公表後の周知期間等も必要であることを考慮し、8/14現在工事中で、工期末が11/30以前の工事は、工期内であれば9/30まで請求することができることとする。
- ・ 協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、甲乙協議の上、適切に措置する必要がある。



### 4-2 協議の手続き

- ・ スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることが望ましい。(原則)
- ・ その後、甲乙協議の上でスライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。



- ・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者と十分調整の上実施すること。

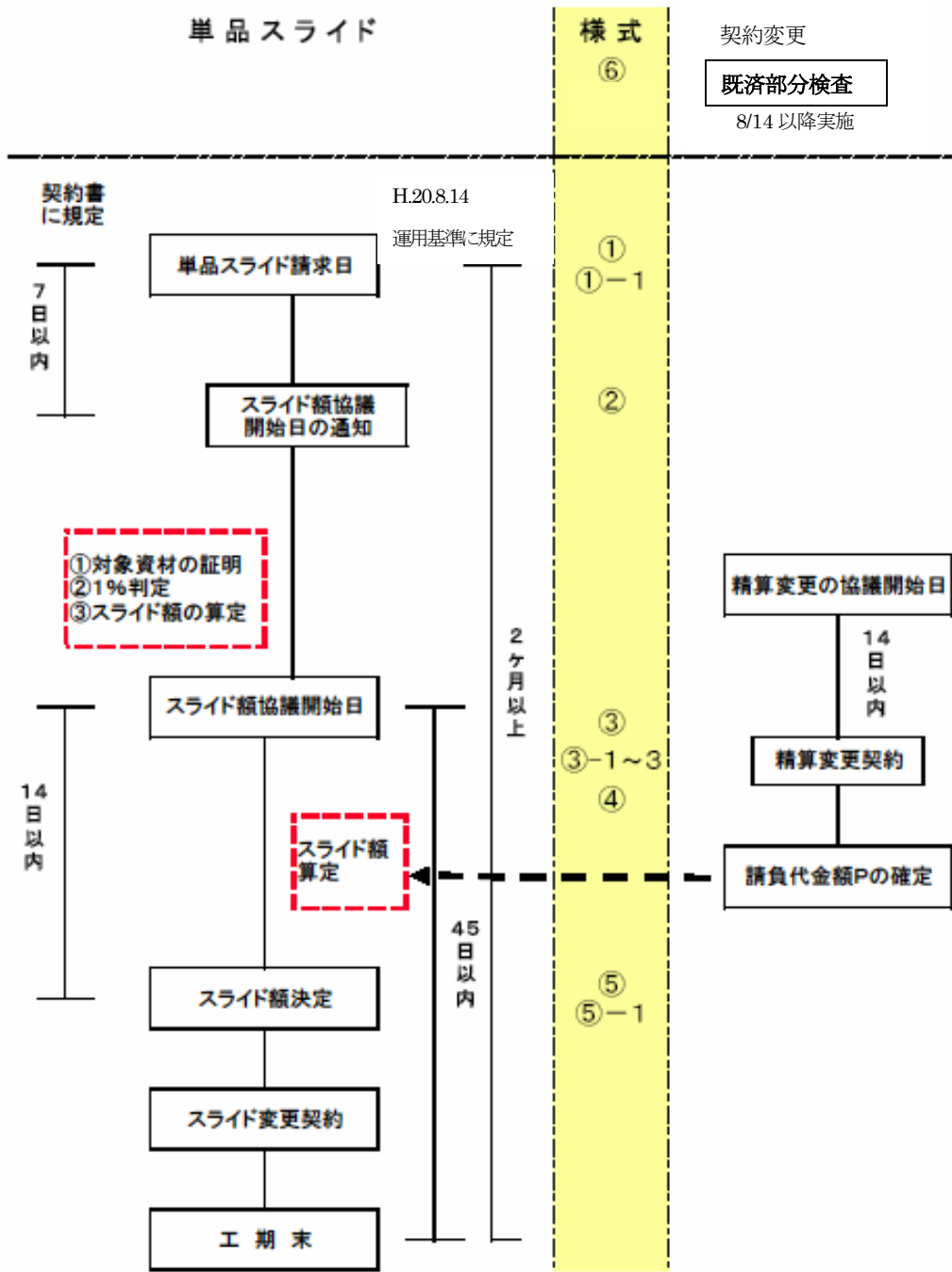
#### 4-3 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。
- ・平成20年8月14日以降に既済検査を実施する場合は、その部分について請負者がスライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を甲に請求する際、その旨を「既済部分検査請求書」に併せて記載する。(様式-6)
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。

#### 4-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。
- ・平成20年8月14日以降に部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。
- ・指定部分の工期が11月30日以前のものについては、4-1と同様に扱う。

## 単品スライドに伴う実施フロー及び様式



(様式1)  
平成 年 月 日

八尾市水道事業管理者 様

請負者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

### 工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、平成 年 月 日付けで契約締結した下記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約書第25条第5項に基づき請負代金額の変更を請求します。

#### 記

1 工 事 名

2 工 事 代 金 金 円

3 工 期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 請求する主要資材名

【請求する工事材料を具体的に記載すること】

5 変更請求概算額 金 円

(注意) 請求の際には、請負代金額変更請求額概算計算書(様式1-1)作成し、提出してください。なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はありません。



(様式2)

〇〇第 号  
平成 年 月 日

(請負者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

八尾市水道事業管理者

工事請負契約書第25条第8項に基づく協議開始について (通知)

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった下記工事における工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 工事名

2 スライド額協議開始日 平成 年 月 日

※請負者からの請求日から7日以降に工期の延長を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。



(様式3-1)

平成 年 月 日

### 請負代金額の変更の対象材料計算総括表

八尾市水道事業管理者 様

請負者 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付で通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について下記のとおり資料を提出します。

工 事 名: \_\_\_\_\_

#### 記

品目	規格	単位	数量	購入 単価	購入 金額	購入先	購入 年月	使用した 建築機械名	使用 目的	証明の 有無	備考

- (注) 1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。但し、同一の品目で同一の年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。また、当該品目が同一月で複数のこうしゅ



(様式 3 - 3)

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表 (提出資料)

建設機械名・規格				機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所							
運搬車両				運賃											
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× 特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬季割増	+	地区割増 その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)												

重建設機械分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表 (提出資料)

建設機械名・規格				機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所							
運搬車両				運賃											
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× 特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬季割増	+	地区割増 その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)												

仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板等) の運搬にかかる運搬金額計算総括表 (提出資料)

仮設材				機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所					
運搬車両				運賃									
機械名	規格	運搬距離	積載重量	数量 (t)	× 基本 運賃 (t)	×	深夜 早朝	+	冬季割増	+	その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)										

(様式4)

## スライド変更等協議書

〇〇第 号  
平成 年 月 日

請負者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

八尾市水道事業管理者

平成 年 月 日付けで請求のあった下記工事における工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく請負代金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。「必要に応じて記載\*2」)

### 記

1 工 事 名

2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- \*1 本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要に応じて使用する。
- \*2 様式2の協議開始日の通知において「工期末の45日前」等具体的日時を通知しなかった場合等に記載する。



(様式4-1)

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	自) 平成 年 月 日 至) 平成 年 月 日
スライド金額 (S)	
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	

八尾市水道事業管理者

(様式-4-1)

(別添)

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額 (①-②) (消費税相当額含む)	
④ (M変更鋼-M当初鋼) 又は (請負の購入金額・鋼-M当初鋼) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	
⑤ (M変更油-M当初油) 又は (請負の購入金額・油-M当初・油) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	

1) スライド額 S

$$S = \{(M\text{変更鋼}-M\text{当初鋼}) + (M\text{変更油}-M\text{当初油}) - P \times 1/100\}$$
$$= ④ + ⑤ - ③ \times 1 / 100 = \boxed{\phantom{000000}}$$

$$M\text{当初鋼}, M\text{当初油} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

$$M\text{変更鋼}, M\text{変更油} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

M変更鋼, M変更油 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M当初鋼, M当初油 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

2) スライド金額 (S') = スライド額 S × 100 / 105 =  $\boxed{\phantom{000000}}$

(万円未満切捨て)

3) 消費税相当額 = スライド額 (S) × 0.05 =  $\boxed{\phantom{000000}}$

4) スライド額 (S) = スライド額 (S') + 消費税相当額  $\boxed{\phantom{000000}}$

(様式5)

〇〇第 号  
平成 年 月 日

請負者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

八尾市水道事業管理者

工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成 年 月 日付けで請求のあった下記工事について変更したいので、工事請負契約書第25条第7項に基づき、下記のとおり協議します。なお、異議のないときは、変更契約書に記名押印の上、提出してください。

記

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_

2. スライド変更金額

	変更前	変更後	増減額
請 負 金 額			
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			

(様式6)

## 既済部分検査請求書

平成 年 月 日

八尾市水道事業管理者 様

請負者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、工事請負契約書第37条第2項の規定により、平成 年 月 日現在の出来高をもって第 回既済部分検査を請求します。

また、今後請求する部分払い（今回の出来高を含む）の範囲については、工事請負契約書第25条第5項の請求対象とすることを併せて申請します。

### 記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額

4 工 期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(注意) 監督職員に提出すること

また、本書とは別に工期末の2ヶ月前までに「請負代金額の変更請求書（様式1）」を監督職員に提出するものとする。

